

和歌山県立

もん じょ かん

# 文書館だまのり

第40号 平成26年7月



東高野街道が通る、橋本市清水の街並み

# 好み申し候筋にては且てこれ無く

—高野寺領地士への取立から土籍編入願まで—

## ◆清水村

瀧井家のあった伊都郡清水村(橋本市)は、「高野街道にて家居宜しく町をなして二百軒許一所に連なれり」(『紀伊続風土記』)とあるように、高野七口のひとつ、不動坂口につながり、紀ノ川北岸の東家・寺脇とを結ぶ無料の渡し船(横渡し)があったことから、高野山への参詣道として栄えていました(図1)。また、清水村には近隣の十ヶ村を統治した大庄屋の萱野家がおかれ、政治・経済の要衝地でした。

## ◆瀧井家の代々

瀧井彦右衛門貞明は、寛政十二年(二八〇〇)、興山寺(高野山行人方)より苗字帯刀が許され、以後地士の格式をもつ家となり、当主は代々彦右衛門を名乗るようになりました。地士とは農民身分でありながら、武士並の格式を与えられ

たものです。一家を興した貞明が没すると、あとを継いだのが小膳でした。

天保十年(一八三九)に成立した『紀伊続風土記』にも、地士として瀧井勇次郎(隠居後治郎左衛門)の名が見え、その後彦右衛門(幼名鶴松)と続き、安政元年(二八六〇)までに文次郎が当主となって、明治維新を迎えました。

文次郎は慈尊院村の田村又兵衛の娘ちかと結婚し、安政四年(一八五七)に長一郎(写真1、はじめ新二郎)が誕生しています。



写真1 瀧井長一郎 (1857~1920)

瀧井家では、「種屋」という屋号で何らかの商売を営んでいたようですが、残念



図1 京大坂道(東高野街道) 不動坂  
[高野山結界道、不動坂、黒河道、三谷坂及び関連文化財学術調査報告書] 28頁に加筆

ながら資料が伝わっていないためよくわかりません。貸借証文が残っているので、商売の他に金銭を貸した利息収入もあったようです。

## ◆地士瀧井家の誕生

写真2は高野山の塔頭であった明星院から、瀧井彦右衛門(貞明)と同じく清水村の地士であった横谷藤七に宛てた書状(年不詳、瀧井家文書資料番号211、以下同)です。そのなかで貞明は「世間金出し地士二御取立二相成候而は却而不外聞」(世間から『金を出して地士に取り立てになった』といわれては、かえって外聞が悪く面目も立たない)、と言っています。それなのになぜ、彦右衛門は地士となったのでしょうか。書状を読み進めていきましよう。

## ◆五十両で地士に

せ付けられたときに五十両の上金、つまり献金をしていたことがわかりました。しかしそれだけではなく「江戸表屋敷無抛大分及大破普請所数々有之、其の上今般在番所地面新二致出来候二付、三・四百両余り金子入用」として、江戸表屋敷の普請と在番所の土地を新規に取得するために三・四百両の金が必要であることから、「瀧井・横谷方五十両ツ、為上可然」と、瀧井と横谷の二人からそれぞれ五十両を献金させるよう、明星院へ伝えられたのです。

瀧井と横谷の両人は、地士を仰せ付けられたときに五十両を納めているのに、また五十両の献金を要求されており、しかも「今さら否哉之答難出来趣二此一件成行有之候処」、今さら拒否することは出来ない状況へとこの一件の成行きはあつて、明星院も「此義先流二相成有之候」この件はまず献金する流れになってしまっているだろう、言い換えると献金を免れない、と認めざるを得ませんでした。

けれども「元来両人共好ミ申候筋二而は且而無之」とも両人とも好んでしたことではまったくなかった、と明星院は代弁しています。

## ◆人間のつらさ

気の進まない地士への取立や献金がおこなわれた理由は、興山寺側からの「御す、め」があったからでした。「御す、め」と聞けば、推薦されたのだから瀧井家にとつて名誉なことだった、と思われるかもしれませんが、これまでの話の「流」に即して考えると、「御す、め」とはつまり、



写真2 明星院から横谷藤七と瀧井彦右衛門に宛てた書状(資料番号211)

書状には「彦右衛門・藤七両人先達而地士被仰付候節五十両上金之儀」とあることから、彦右衛門と藤七が地士に仰

強要だったといえるでしょう。

伝達をする明星院は、興山寺側の内実を把握していたため、本来漏らしてはいけない事情を暴露します。その内容は「増井之時三十両出し帯刀願候義如何と兩人共内証二面はわらひ申」、増井が帯刀を願ったときは三十両も出したのに、五十両も出すとは何としたことだ、と瀧井と横谷の兩人を、僧侶達は内輪で笑っている、というのです。増井というのは同じく清水村の地士でした(紀伊続風土記)。

興山寺側の立場であるはずの明星院ですが、「殊二十五両も差上願候義、人間之つらかふり可成哉」、すでに五十両差上げさせているのにまた献金させるのは、人間のつらをかぶった亡者ではないか、と宗教家でありながら金を巻き上げ喜ぶ僧侶らを激しく非難し、献金を促しても「兩人共不得心」、それでは兩人とも得心しないであろう、と主張しました。

瀧井・横谷の楯となって孤軍奮闘していた明星院でしたが、やはり興山寺側の「御す、め」を「二応本人二駈合」せざるを得なくなり、この書状が書かれたという訳です。ここまでの経緯を伝えた明星院は「扱々面倒成義毎々被申出腹立」、面倒なことをいつも言われて腹が立つ、と感情をあらわにしています。

貞明が、「世間から『金を出して地士に取り立てになった』といわれては、かえって外聞が悪い」、と言ったのは、人々から不興を買ってまで、地士に取り立てられることを嫌ったためでしたが、興山寺側からの「御す、め」を断ることはできな

◆ 在番所への寄付

さきほどの書状の中で問題となった在番所への寄付の件は、その後どうなったのでしょうか。

「諸方寄附物控」(43)は貞明が寺社などに寄付した金額と内容を記したもので、そのなかに、文化二年(一八〇五)興山寺が江戸白金に構えていた在番所の向い、町の土地二カ所(写真3)を購入するための代金のうち五十両を寄付し、褒美として感状があたえられたことが記録されており、文書群中にはその感状も残っています(写真4)。



写真3-2 「江戸名所図巻之三」  
白金高野寺 東西に在番所があった。



写真3-1 「江戸切絵図」  
うち目黒白金辺図 通りを挟んだ向い、灰色の部分が町地

写真3-1・-2とも国立国会図書館ウェブサイトより



写真4 寄付に対する感状(資料番号 106)

結局のところ、瀧井家は江戸在番所のために寄付しなければなりませんでしたが、さきほどの書状が地士になった翌年に書かれたものであるとすれば、寄付金を支払ったのは四年後になります。粘り強く交渉したのでしょうか、興山寺側からの「御す、め」をついに断りきることはできませんでした。

在番所とは、江戸白金にあった高野寺(東京都港区白金)の境内の一角に設けられていたもので、幕府の寺社奉行の支配下にあった興山寺が、寺社奉行のいる江戸と和歌山との連絡をおこなう拠点としていました。明治維新後も存続していましたが、大正九年(一九二〇)に区画整理のため杉並区へ移転し、御府内八十八カ所霊場の打留札所、遍照山文殊院として現在も崇敬を集めています。

◆ 地士の仕事

こうして地士となった瀧井家は、大庄屋の萱野孫四郎の代役を仰せつかるなど、重要な役を任せられるようになります。

文久三年(一八六三)の天誅組の乱では、文次郎が小崎峠の陣所詰や派遣されてきた大名らの使いを見送るなどしたようですが、資料が残っていないので詳しいことはよくわかりません。格式は武士並としても、これまで農民や商人として生活してきた瀧井家が、初めて武士らしい活動をしたといえるでしょう。

文次郎は続いて慶応三年(一八六七)制道方役人、明治二年(一八六九)には胡乱改となりました。警察業務や争論の仲介にあたった制道方と胡乱改は名称が違っただけで同じ職掌であったといわれています。

萱野家文書には、慶応三年十二月十八日付で、地士の相賀五左衛門が退役を願って聞届けられ、瀧井彦右衛門を制道方役人に仰せ付ける旨が記録されていますが(写真5)、文書群の中にはそれよりも早く同年三月に制道方であったことを示すものがあります。興山寺への届け出が遅れたのでしょうか。



写真5 「御触達留記」慶応3年(1867)

当館寄託萱野家文書、翻刻は『和歌山県史』近世史料四 561頁に掲載

## ◆高野隊

本誌36号で紹介した行人領地士らによって結成され、北越方面の戊辰戦争に従軍したのが高野隊です。瀧井家からは長一郎が加わりました。高野隊の隊長は制道方役人であった相賀五左衛門(久茂)です。

入隊の日付など、はっきりしたことはよくわかりませんが、仁和寺宮(のちの小松宮彰仁親王)の守衛をつとめたことにより、米四斗が興山寺から与えられています。北越で戦闘に遭遇した隊員については、三人扶持の五石四斗が給されました。

禄が少ない理由は、そもそも長一郎は安政四年生まれで、明治元年(一八六八)といえは数え年でもまだ十二歳だったことから、後方支援的な役割にとどまったためでしょう。明治二年の十津川郷士による騒動でも同様であったと考えられます。戊辰戦争の終結後、高野隊は兵部省に所属することになりましたが、長一郎は早くも庚午(明治三年、一八七〇)十二月に除隊を申付けられています(写真6)。



写真6 明治三年(1870)長一郎は伏水屯所より除隊を申付けられる。(資料番号74)

瀧井家と同じく行人領神野組福田村(紀美野町)の地士であった岡本家の文書には、「家督を継ぐ」という理由と県の添書き、この二つが揃わなければ除隊が聞き入れられない、と切々と訴える書状があります(当館寄託岡本家文書サ―260、サ―273)。

「御役所触 村方所持控」(『橋本市史』近世史料Ⅱ)によると明治三年八月、当時庄屋を勤めていた彦右衛門(文次郎)に代わって、年寄の新兵衛が庄屋代として署名捺印しており、文次郎が庄屋としての役割を果たせない状態にあったようです。長一郎の高野隊からの復籍は、父文次郎に代わって「家督を継ぐ」ためだったのでしょうか。

長一郎はおそらく戦地を体験することのないまま高野隊の活動を終えたと考えられます。高野隊のなかには、実戦に立った人や、訓練に参加した人、そのほか色々なかたちで関わった人々がいまいた。なかでも、訓練以上の活動に従った人々を中心となつて、以後明治三十年頃(一八九七)まで続けられる土族への加入や賞典を求める請願運動を展開し、長一郎もそれに加わりました。

## ◆明治期の役割

話は少し遡って、明治三年四月に彦右衛門(文次郎)が庄屋役を仰せ付けられた文書(30)が残っています。その文書は正本を写したもので、差出人の記載がありません。

「御役所触 村方所持控」に、翌五月付で「清水村庄屋彦右衛門」と署名捺印している文書があります。ここでは宛先が九

度山村にあった堺県の出張所となつていますが、明治三年四月頃といえは、清水をはじめ江戸時代に高野寺領であった地域は、堺県の所管から五條県へ移管される時期にあたっています。

本来ならば、五條県へ差し出さなければならぬはずの文書を堺県へ提出しているのは、五條県への支配替え(引継)がまだ済んでいなかったか、移管が十分に周知されていなかったことが伝わってきます。文次郎へ庄屋役を命じた四月付の文書に、差出人が書写されなかったことと何か関係があるのかもしれませんが。

文次郎はその後、明治六年(一八七三)に清水村戸長、同十四年頃(一八八一)からは学務委員をつとめています。同十六年(一八八三)頃には、二十代後半となつていた長一郎も役場筆生として村政に貢献しました。

## ◆鉱山経営

江戸時代には商売をしていたと思われる瀧井家ですが、明治に入ると鉱山経営に乗り出します。鉱山は現在の田辺市広井原四ノ谷付近にあったようです(『龍神村史』上巻)。

明治十一年(一八七八)に作成された「鉱山勘録帳」(56)は、工夫に支払った賃金や採掘に必要な道具を購入した代金などが記されています。

翌年(一八七九)三月二十一日付で、和歌山県から丙第百八十五号(『和歌山県史』近現代史料一)が発令されました。宛所には瀧井彦右衛門のほか、当館所蔵北家文書の北長左衛門などの名前がみえます。

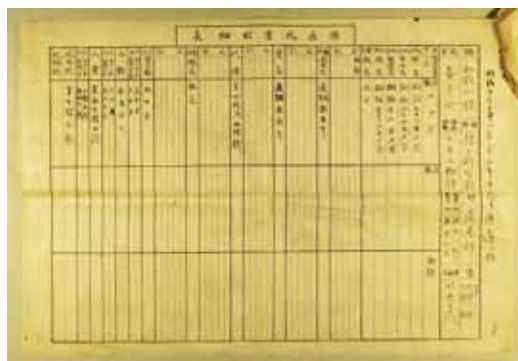


写真7 借区坑業明細表 当館寄贈北家文書(オ-18)

そこには「年々一月七月両度毎二前六ヶ月間ノ産出セシ坑物量其売出高并代価及行業日数工数等ノ製表」(写真7)を提出する規定であるのに、明細表がいまだに提出されていないので四月十五日までに差出すように、とあります。「鉱山勘録帳」が提出する明細帳の元となったことは間違いないでしょう。

鉱山の経営は明治三十年頃まで続けられました。ところが、どうやら鉱脈の発見には至らなかったようです。

## ◆士分としての意識

興山寺からの「御す、め」によって地士に取り立てられた瀧井家でしたが、六代にわたって村政に携わり、また幕末の動乱や明治期の事業を通して、士分としての意識が生じていたのかもしれない。当初は「好ミ申候筋二而は且而無之」でしたが、維新後、高野隊の活動を根拠に土族への加入を求め、政府への働きかけを行いました。(砂川佳子)



人相書き

慶応三年(一八六七)卯年のこと... 源之丞が養子の縁を切られたこと... 恨んだのでしょうか、元の養父永之進の家に押し入り、養父母と、妻になるはずだったその家の養女の三人に手傷を負わせ、深手を負った養母が死亡したというのです。

人相 伊都郡上組下兵庫村 永之進養子 源之丞

- 一年齢式十八歳 一 中肉中背、色白キ方
一言舌常体 一 眼中健成ル方
一面体長キ方 一 眉濃ク鼻筋通り
一 歯並能キ方 一 大脇差帯候

「言舌常体」は、しゃべり方は普通、「眼中健成ル方」は目の状態はよろしい、「面体」は顔かたち、「大脇差帯候」は大刀脇差・小刀に対する(を)携帯している、「其節之衣類不分明」は、その時の衣類ははっきりしない、という意味です。

ここには「衣類不分明」としかありませんが、通常、着物や帯の質・柄なども、例えば、「薄赤嶋(縞)単物・帯黒色」などのように載せたものです。現代とは異なる

り、近世では庶民は着替えの衣類をほとんど持たず同じ衣類を着たまだったため、特徴になりえたのです。

今日からすれば、この様な内容の人相書きで容疑者を特定できるとはとても思えません。ただ、狭い地域社会のこと、そこに生きる人々は大方顔見知りのはずです。見慣れない顔の人物が入り込めば、この程度の表現で十分役立った、だからこの形式は変わることなく続いたということなのでしょう。

テレビや映画などには、人相書きという類似顔絵が出て来ることがあります。でもそれはフィクションで、実際にはこのように文字で書かれていたのです。

写実というもの

なぜ、容疑者を具体的に思い描ける似顔絵を作ろうとはしなかったのでしょうか。達しは手書きで写していくから、似顔絵を写すと元絵と異なった顔になってしまうので、写しても変わらない文章で特徴を示していたのだという解釈があります。でももしそうだとするならば、木版刷りで配布しさえすれば問題は解決してしまうのですが。

そうではなからうというのが筆者の理解です。現代の感覚からすれば信じられないことですが、当時の日本人には似顔絵を描くことがそもそも出来なかったはず。例えば、浮世絵に描いてあるのは類型化された歌舞伎役者や遊女の顔で、一人一人の顔の特徴を捉えたものではありません。大名や文化人の画像もありますが、せいぜい雰囲気・理想像で、

その人物の写実画ではないのです。

写実画は虚心に観察すれば描けるといふものではありません。西洋近代に興った、写実主義や客観主義・実証主義の発想が身に付かなければ出来ない相談なのです。写実画が日本で一般化するのには、幕末・明治になって、これらの概念が普及して以降のことなのです。

手傷負わせ逃げ去り

事件はこうです。伊都郡下兵庫村(橋本市)の永之進は、先にもらっていた養女に智養子を取ろうとしました。そこで大和国宇智郡岡村(奈良県五條市)の忠蔵忰源之丞をこの年五月に「内縁(仮)の養子にしたのです。このころには、いったん仮の関係を結び、一緒に暮らしてみても不適・不適の判断をした上で正式な関係を結ぶという手順が取られていました。人物を見極め、慎重な判断が出来るように、二重の手続きにしたわけ。しかし、源之丞は「家内不和」、家族と仲違いするという意味ですが、暴力をふるったのでしよう。間もなく「旧里へ帰らせ候」、養子の「内縁」関係を破棄され実家に戻されました。

ところが六月二十二日、その源之丞が、先に述べた殺人、傷害事件を起こしたのです。人相書きで源之丞は大脇差を持つたまま逃亡しているのですから、これに三人に切りつけたのでしよう。

大庄屋(十数か村を統括する最高位の百姓)からこうした報告を受けた伊都郡代官は、源之丞の「召捕」について、郡内大庄屋に命じます。さらに、郡外に逃亡

し他郡へ立ち廻るかも知れないので、諸郡代官に対しても「召捕」を依頼します(写真1の右側部分)。

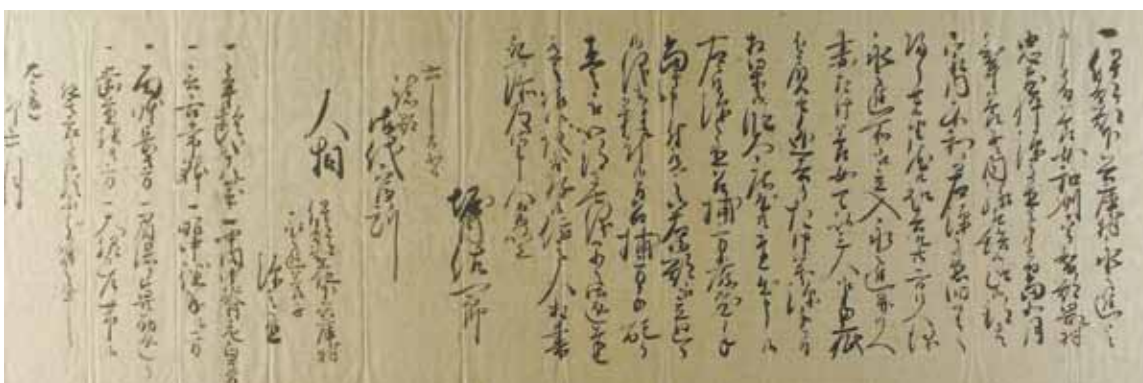


写真1 伊都郡代官書状。書状自体は残っていないため、和佐組大庄屋廻状に載るその写し(中筋家文書。以下同じ)

これ有る様致し度

さて、その依頼の表現です。配下の大

庄屋とは違い、同輩の諸郡代官に対してですから、真正面から頼むことははばかられるということなのでしょう。遠回しな言い方に徹しています。当人同士は十分理解できたのでしようが、私たちにとっては慣れなければなかなか理解の難しい箇所です。

源之丞の諸郡への「立廻り」について、「若御郡江立廻り候儀も難計候間」とあります。文章を「若」から始めていますから、気持ちには立ち廻ったならばと書き進めたい、しかしそれでは強すぎるので、「難計」、見当が付かないにつなげました。「もし立ち廻りも見当が付かないのだから」という妙な表現になってしまいました。

た。これも婉曲表現。立ち廻る可能性に直接言及しては失礼だという判断なのでしょう。「可存」、考えられるなどにすべき箇所、あるいは簡潔に、「立廻り候儀も候ハ」、立ち廻ることがあったならば、十分なはずです。そうすれば、「若」も生かされます。

「御通達有之様致度存候」、百姓への達しを頼むという文言も同様です。「有之



写真2 名草郡代官触れ。触れも残っていないので、大庄屋廻状に載るその写し。後ろに添えてある伊都郡代官書状の写し(写真1)は省略

様致度存」とは、(私は)通達するようにしたいと思う、と自分の思いを述べているだけなのです。依頼の形を避けています。「通達して下さい」の通常のていねい表現、「御通達可有之候」や、よりていねいに表現しても「御通達有之様可被致候」でかまわない部分です。

文末には、「人相書取添及御申合候」とあります。「申合」は相談申し上げるという意味です。お願ひしますではなく、御相談いたしたいと下手に出ているのです。「可(被)申上候」、申し上げます、お願ひしますという表現で十分でいねいになる箇所です。

◇急々申し出る可し

これを受けて、二日後の二十七日、名草郡代官大橋左衛門が配下の郡内四組大庄屋(山口・和佐・山東・宮各組)に、伊都郡の同役(代官)から言ってきたので「在通之儀、宜取計可被申候」、百姓への通知の件、よろしく取り計らうようにと触れ出します。後ろ(奥)には伊都郡代官からの書状の写しを添えてあります(写真2)。

それから七日後(これももし安政二年の事件だとすれば、六月は三十日までであるために八日後のことになります)の七月五日、名草郡和佐組大庄屋中筋彦四郎は、布施屋村以下、配下一三か村庄屋宛てに廻状を送ります。後ろ(奥)には名草郡代官からの触れの写しを付してあります(写真3)。

(名草郡)代官から言ってきたので(廻状にして)送るから、伊都郡代官からの

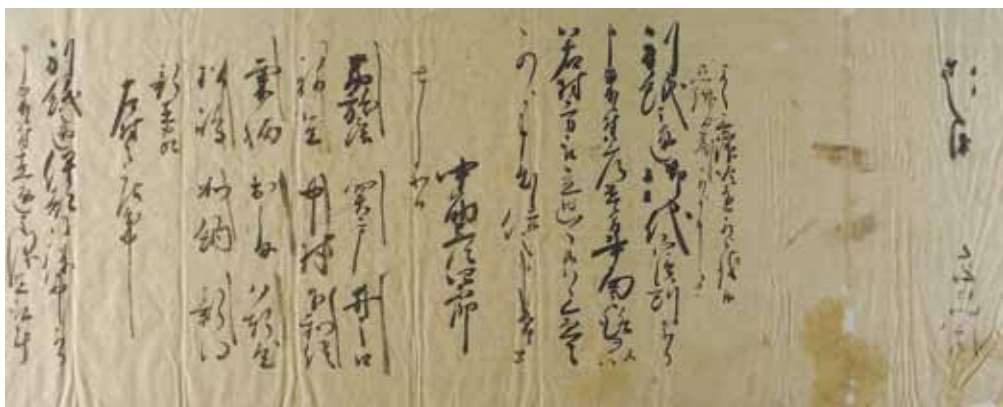


写真3 大庄屋中筋彦廻状。後ろに付す名草郡代官触れの写し(そこに載っていた伊都郡代官書状も含みます)は省略

書状にある通り、もし村方に(源之丞が)立ち回ったならば「急々可被申出候」、急ぎ申し出るようにといます。伊都郡代官の書状では、配下の大庄屋や胡乱者改めに対して、「召捕方厳敷手当て申付」、「召捕」について強い調子で準備を命じたとあります。しかし、この廻状は村々庄屋宛てですから、「申出」としか書いてありません。村々庄屋に召し捕る役目(義

務)はないからです。

◇点済み

廻状には宛先の二三か村が記してあります。廻状が回ると村々では、自分の村の右脇に合点(縦線)をして次の村に回します。今日のチェック(✓)です。正しい書き方は、村名二行目上段の禰宜(村)のように、起筆部を横に短く引きそこから下ろすのです。一三の村でそれぞれ合点を書いたため、太さも長さも引き方もバラバラです。村名四行目の一番上「松嶋」(村)では、初めに引いた合点が村名にかかってしまったので二本目の合点を引き直しています。

和佐組大庄屋の本文の前(端書き)に、「点済」より戻せとあります。「点済」という語は辞書にないのですが、合点が済んだら、つまり村々を回り終えたらという意味なのでしょう。合点を施した廻状が和佐組大庄屋の手元に残っているわけですから、実際村々を回ったことが分かります。折られたんだ場合一番表側になる部分(端)は、写真3では一番右側が擦れて擦れもいます。

◇達しが動く

右の三通の達しは次のように動きましました。まず、人相書きを付した六月二十五日付け諸郡代官宛ての伊都郡代官書状(写真4のa)の原文書a(b)。以下、原文書の写しを「」で示します。「」は写しの写しになります。この伊都郡代官の書状は名草郡代官の手元に残ります。

二十七日、名草郡代官は郡内四組大庄屋に宛てた触れ(写真4の③の原文書③)を作り、その後(奥)に伊都郡代官の書状(④)を書き写し、(a、b)た上で送ります(③+④)。和佐組大庄屋の元にもこの触れが届きます。この触れは大庄屋の手元に残りません。

受け取った和佐組大庄屋は翌月五日、組内一三か村の庄屋に向け、廻状(④)を書きます。後ろには名草郡代官の触れを書き写し、(③+④)て作り上げます(④+③+④)。

それぞれの庄屋は廻ってきた廻状の写し(④+③+④+④)を取るとともに、廻状本体は合点を施した上で次の村へ送ります。一三か村をめぐった廻状は、最後の村から和佐組大庄屋の元へと戻ります(写真4)。

◇触れ戻し

事態が動きます。源之丞を捕えたのです。事件発生から四日後、二十六日のことでした。伊都郡代官からの二通目の書状(写真5⑥)によれば、高野領の三軒茶屋(橋本市)辺りで源之丞を召し捕ったと大庄屋や胡乱者改め(通常、警察のような働きをする役)が報告してきたので、百姓への「触戻し」、触れを取り消す指示をよろしくお願いいたしたいというのです。あの人相書きははたして役に立ったのでしょうか。

「触戻し」といつても、これを受けた和佐組大庄屋の二通目の廻状(写真5④⑤)には、「書面之趣為心得申遣候」、「書面」(伊都郡代官書状)の内容を了解しておく



③\*卯6月付け 永之進(元)養子 源之丞人相書き(写し)

⑥\*6月25日付け 紀州藩諸郡代官所宛て 伊都郡代官堀内佐一郎書状(写し)

④\*6月27日付け 名草郡4組大庄屋宛て 代官大橋左衛門触れ(写し)

④7月5日付け 和佐組13か村庄屋宛て 大庄屋中筋彦四郎達し

③端裏書き [御用 乞廻状]

写真4 中筋氏廻状の全体

べきなので伝えるとしかありません。「触戻し」という用語からすると、文字通り触れ(その写し)を返せというのでもなければ、当初の指示を取り消すと書いてあるわけでもないのです。それでも、以前の状態に「戻す」というのですから面白い表現です。

◇召し捕り候者の召し捕り

事件は六月二十二日に起きました。以下、それぞれの達しの日付を追います。最初に伊都郡代官が一通目の書状を発送したのが事件の三日後、二十五日のことでした。次いで名草郡代官が一通目の触れを出したのが二日後の二十七日です。

ところがその前日の二十六日に源之丞はすでに捕らえられました。その報告を受けた伊都郡代官は二通目の、「触戻し」を依頼する書状を早くも二十九日に出しています。ここから、「召捕方手配り」と「触戻し」という、指示が逆の達しが同時に動きます。

和佐組大庄屋が一三か村の庄屋に通目の廻状を送ったのが七月五日で、名草郡代官の一通目の触れから実に七日後(あるいは八日後)のことでした。大庄屋は未だ知らないことながら、源之丞はすでに八日前(あるいは九日前)に捕らえられていたのです。何とも間の抜けた廻状だったのです。瞬時に情報が伝わるわけではない近世、こうしたことはありふれた出来事だったに違いありません。

最後に和佐組大庄屋が事態を把握し、庄屋に「触戻し」を発送したのが七月十一日。「召捕」からは一四日後(あるいは一五日



⑥\*6月29日付け 紀州藩諸郡代官所宛て 伊都郡代官堀内佐一郎書状(写し)

④7月11日付け 和佐組13か村庄屋宛て 大庄屋中筋彦四郎達し

③端裏書き [御用 乞廻状]

写真5 二通目の中筋氏廻状。後ろに二通目の伊都郡代官の書状写しを付しています。二通目の名草郡代官触れは写していません

後)でした。気が抜けたからなのか、本来ならあるはずの名草郡代官の二通目の触れが抜けています。伊都郡代官から直接和佐組大庄屋に書状が来ることは決まてないので、写すのを省略したということなのです。(遊佐教寛)

平成二十五年度新収古文書の紹介

■瀧井家文書(橋本市清水)

本号「好み申し候筋にては且てこれ無く」で紹介したものを含め、約六百点を数える文書群で、一部のはずでに昭和四十九年発行『橋本市史』中巻の付録(近世文書総目録)に掲載されています。

同家文書群には、今回取り上げたもののほかに、高野隊長であった相賀五左衛門(久茂)に関する資料があります。

明治五年(一八七二)の高野隊解隊後、久茂はひとり陸軍歩兵少尉に任じられ、明治十年(一八七七)の西南戦争時に広島鎮台の副官として出陣しました。この時長一郎宛に送られてきた手紙が次の写真です。



相賀久茂からの手紙  
(資料番号 278)

手紙には進軍の様子や被害状況が伝えられ、自身も数度戦場に立ったが怪我はない、ということが記されています。その知らせに長一郎も胸を撫で下ろしたことでしよう。

瀧井家文書の整理や目録化は、今後すすめていく予定ですが、目録の刊行まで仮目録を閲覧室に設置します。資料番号から原本の閲覧も可能です。どうぞご利用ください。

平成二十五年度公文書の引継ぎ

文書館には、和歌山県庁の永久保存公文書のうち、事案完結後二〇年が経過したものが引継がれることになっていきます。また、和歌山県知事部局・議会・選挙管理委員会・監査委員・労働委員会・収用委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会の公文書が保存期間満了により廃棄されると、そのうち歴史資料として重要なものが「歴史文書」として引継がれます。

平成二十五年度に文書館に引継がれた永久保存文書・歴史文書などは表のとおりです。歴史文書全二七八冊のうち、二六九冊は県庁の知事部局本課から引継がれたものです。この年、知事部局本課全体では、合計八、二九三冊の公文書が廃棄されていますので、有期限公文書のうち三・二%が、最終的に歴史文書になったこととなります。

表 文書館に引継がれた公文書等 (単位:冊)

	官報	県報	永久保存公文書	歴史文書
平成25年度	31	1	56	278
累積	2,105	166	20,557	6,184

これら引継がれた公文書は、今後は文書館で保存・整理され、事案完結後三〇年が経過し、且つ個人情報保護などの問題がなくなったものから御利用いただけるようになります。なお、永久保存公文書のうち個人情報が記載されているものなどについては、情報公開制度に則り、県庁情報公開コーナーでの御利用になります。

文書館の利用案内

■利用方法

◆閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。



◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■開館時間

◆火曜日・金曜日  
午前10時～午後6時  
◆土・日曜日・祝日及び振替休日  
午前10時～午後5時

■休館日

◆月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)  
◆年末年始 12月29日～1月3日  
◆館内整理日  
・1月4日  
(月曜日のときは、5日)

・2月～12月 第2木曜日  
(祝日と重なるときは、その翌日)  
・特別整理期間 10日間(年1回)

■交通のご案内

◆JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分  
◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス  
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第40号

平成26年7月31日 発行  
編集・発行 和歌山県立文書館  
〒644-1100 五  
和歌山市西高松一丁目七-三  
きのくに志学館内  
電話 〇七三-四三六-九五四〇  
FAX 〇七三-四三六-九五四一  
印刷 株式会社ウイング